

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する
意見の処理について 【地方交付税法第17条の4】

1 意見の提出数(平成26年8月以降)

513件(都道府県分283件、市町村分230件)

うち 補正係数等(省令事項)に係る意見数262件(都道府県分114件、市町村分148件)
同様な意見を1項目として数えると144項目

その他、単位費用等(法律事項)に係る意見(251件、111項目)については、
本年1月に処理済

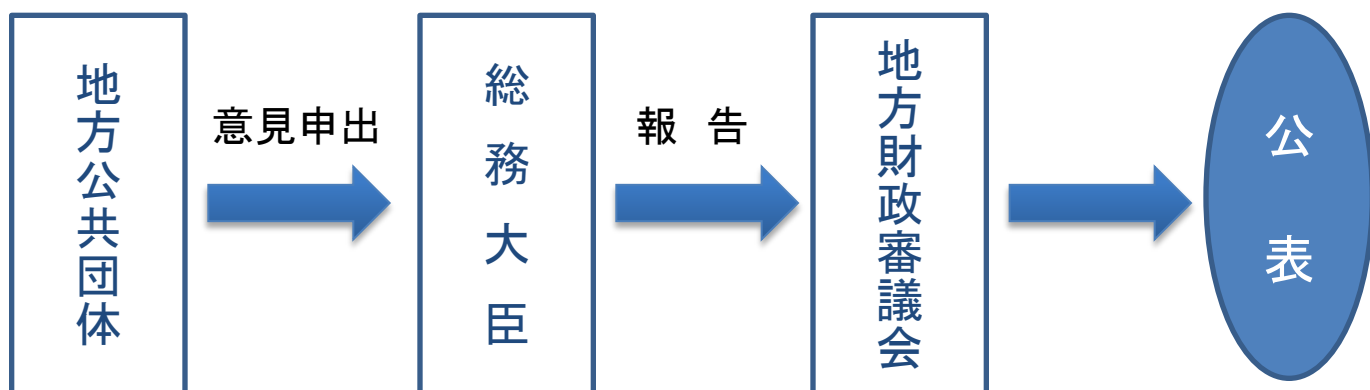
2 省令事項に係る意見の処理について

144項目のうち42項目(別紙の「処理状況」欄に※を付したもの)について意見の
趣旨を踏まえ算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行う主な例】

- 「市町村の姿の変化に対応した交付税算定について」(消防費)
(27団体)
- 人口減少等特別対策事業費の算定に用いる個別指標、算定方法、特例措置
(8団体)
- 子ども・子育て支援新制度に係る財政需要の適切な算定
(3団体)

地方公共団体の意見申出制度(交付税法第17条の4)の概要



(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

平成 12 年度以降の意見の処理状況は下表のとおりである。

年 度	区 分	提出件数	提出項目数	採用項目数
平成 12 年度	補正係数等 (省令事項)	103	60	14
平成 13 年度	単位費用等 (法律事項)	157	103	33
	補正係数等 (省令事項)	282	183	32
平成 14 年度	単位費用等 (法律事項)	167	116	31
	補正係数等 (省令事項)	232	165	31
平成 15 年度	単位費用等 (法律事項)	137	93	39
	補正係数等 (省令事項)	222	146	34
平成 16 年度	単位費用等 (法律事項)	145	88	41
	補正係数等 (省令事項)	150	106	29
平成 17 年度	単位費用等 (法律事項)	156	98	36
	補正係数等 (省令事項)	144	86	24
平成 18 年度	単位費用等 (法律事項)	198	88	25
	補正係数等 (省令事項)	124	97	28
平成 19 年度	単位費用等 (法律事項)	241	128	59
	補正係数等 (省令事項)	177	111	30
平成 20 年度	単位費用等 (法律事項)	172	79	18
	補正係数等 (省令事項)	212	114	31
平成 21 年度	単位費用等 (法律事項)	181	70	27
	補正係数等 (省令事項)	161	100	20
平成 22 年度	単位費用等 (法律事項)	171	81	27
	補正係数等 (省令事項)	149	98	13
平成 23 年度	単位費用等 (法律事項)	214	76	27
	補正係数等 (省令事項)	152	111	25
平成 24 年度	単位費用等 (法律事項)	181	62	23
	補正係数等 (省令事項)	183	129	31
平成 25 年度	単位費用等 (法律事項)	175	58	16
	補正係数等 (省令事項)	196	132	32
平成 26 年度	単位費用等 (法律事項)	318	92	40
	補正係数等 (省令事項)	291	146	55
平成 27 年度	単位費用等 (法律事項)	251	111	76
	補正係数等 (省令事項)	262	144	42

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧(省令事項)

平成27年7月

「処理状況」欄の※は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等(一部採用を含む。)を行うこととしたものを示す。

都道府県分

○基準財政需要額に係るもの

費目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	東京都 神奈川県	大都市圏特有の財政需要の反映	※
普通態容補正	神奈川県 茨城県 兵庫県	都市化の程度による給与差の共通係数への反映	
段階補正	神奈川県	段階補正係数における過度の財源調整の見直し	
段階補正・人口急減補正	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	※
	長崎県	段階補正・人口急減補正等による緩和措置の拡大	
寒冷補正	北海道	寒冷補正の堅持及び充実	※
道路橋りょう費	北海道 沖縄県	投資補正係数における割落としの廃止	
	山形県	数値急減補正の継続	※
	茨城県 奈良県 鹿児島県	投資補正における算定割合の見直し (未整備延長区間比率の引上げ、標準道路延長比率の引下げ)	
	石川県	地方自治体が管理する自動車専用道路に係る経費の適切な算定について	
河川費	富山県	発電水利使用料の控除の廃止	
高等学校費	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	※
その他の教育費	島根県	公立大学における別科助産学専攻に対する交付税措置の新設	
社会福祉費	神奈川県	子ども・子育て支援新制度に係る基準財政需要額の適切な算定	※
衛生費	山形県	都道府県立病院会計への繰出金に係る密度補正の算定方法の継続	※
	山梨県	医療・介護サービス提供体制改革を推進するための基金積立額にかかる基準財政需要額について	
	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る補正係数の新設	
	奈良県	密度補正 I (人口密度の大小による保健所数の逡増を勘案)の廃止	
		公立病院の病院事業債の元利償還金に対する交付税措置額について	
沖縄県	都道府県が設置している診療所に要する財政措置について		

費目	提出団体	内容	処理状況
高齢者保健福祉費	新潟県	地域医療介護総合確保基金(介護分)の団体ごとの負担を踏まえた需要額への反映	
	石川県	後期高齢者医療給付費負担金における都道府県財政負担の実績に見合った算定	
	愛知県	65歳以上人口を測定単位としている高齢者保健福祉費についての人口急増補正の創設	
農業行政費	北海道	中山間地域等直接支払交付金制度に係る地方負担額の適切な反映	
	鹿児島県	畜産行政に係る密度補正の新設	
徴税费	兵庫県	徴収取扱費交付金に係る密度補正の導入	
地域振興費	青森県 山形県	人口急減補正の継続	※
	青森県 和歌山県	投資補正係数における公的固定資本形成に係る補正の堅持	※
	鳥取県 島根県	投資補正係数における公的固定資本形成に係る補正の充実	
	徳島県 香川県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への出資金に係る地方債の元利償還金に対する事業費補正の新設	
	長崎県 富山県	新幹線鉄道整備事業に係る地方債の元利償還金に対する事業費補正の見直し(財政力指数に応じた算入率の引上げ、消費税率引き上げに伴う算定方法の見直し等)	
地域経済・雇用対策費	高知県	算定方法の継続	※
	鹿児島県	算定方法の継続 (地理的不利条件や財源に乏しい状況等の的確な反映)	※
	長崎県	算定方法の見直し(離島・へき地等への個別の加算補正の創設)	
	鹿児島県	経常態容補正の見直し(定数から自主財源比率への変更)	
地域の元気創造事業費	茨城県 千葉県 鳥取県	職員数削減率の算定方法の見直し (法定職員・公営企業職員・病院職員等の除外)	
	石川県 兵庫県	職員数削減率の算定方法の見直し (教育・警察職員を増分だけでなく除外)	
	埼玉県	人口当たり職員数を用いた算定(職員数削減率における対象職員の限定、ラスパ イレス指数の不使用)	
	山梨県 三重県	職員削減率の起点の変更	
	高知県	職員数削減率、ラスパイレ ス指数の算定方法の見直し	
	滋賀県 千葉県 東京都 神奈川県	人件費削減率の算定方法の見直し(法定職員分の除外)	

費 目	提出団体	内 容	処理状況
	石川県 千葉県	ラスパイレス指数の算定方法の見直し	
	千葉県 東京都 神奈川県 三重県	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	
	茨城県 新潟県 富山県	地方債残高削減率の算定方法の見直し (退職手当債の除外、補正予算債・災害関連事業等に係る地方債の除外、新幹線建設に係る地方債の除外等)	
	奈良県	地域経済活性化に関する指標の見直し (女性就業率の指標の追加)	※
	奈良県 鹿児島県	地域経済活性化に関する指標の見直し (自主財源比率の逆数の指標の追加)	
	沖縄県	地域経済活性化に関する指標の見直し (新築住宅着工数、消費総合指数の指標の追加)	
	長野県	地域経済活性化に関する指標の見直し (製造品出荷額の指標の廃止)	
	秋田県 新潟県	地域経済活性化に関する指標の見直し (延べ宿泊者数の指標の廃止)	
	富山県 長野県 高知県 沖縄県	地域経済活性化に関する指標のウェイトの見直し	
	富山県 宮城県	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し	
	千葉県 新潟県	段階補正の見直し	
	長崎県	条件不利地域への対応	
	福井県	地域経済活性化分の額の拡充等	
	東京都	法人税住民税割の交付税原資化の活用	
	新潟県	経常態容補正の廃止	
人口減少等特別対策事業費	北海道	指標の見直し(将来の人口推計と相関関係の指標の採用)	
	島根県	指標の見直し(合計特殊出生率、育児をしている女性の有業率の指標の採用)	※
	鳥取県	指標の見直し(育児をしている女性の有業率の指標、高齢者就業率の指標の採用)	※
	宮崎県	指標の見直し(合計特殊出生率の指標の採用)	
	沖縄県	指標の見直し(社会増減を控除した出生数の指標の採用)	※
	富山県 鹿児島県	指標、ウェイトの見直し	
	高知県 鹿児島県	条件不利地域への配慮	※
	茨城県	東日本大震災に対する特例措置の創設	

費目	提出団体	内 容	処理状況
	神奈川県	算定方法の見直し(マイナスの補正を実施しないこと)	※
	滋賀県	算定方法の見直し(補正係数を零としないこと)	※
公債費	栃木県 群馬県 福井県 山梨県 愛知県 大阪府 岡山県 長崎県 鹿児島県	満期一括償還地方債に係る交付税措置について	
包括算定経費	山形県	システム改修経費の企画費(うち情報管理等費)への算入	
	滋賀県	種別補正係数の見直し(湖沼に係る種別補正係数の見直し)	
臨時財政対策債	青森県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し (財政力の弱い地方公共団体に対する配慮)	※
	茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 静岡県 石川県 愛知県 京都府 大阪府 兵庫県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し (財政力による補正の廃止、見直し)	※

○基準財政収入額に係るもの

税目	提出団体	内 容	処理状況
所得割	千葉県 石川県 静岡県 京都府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 鹿児島県 沖縄県	道府県民税(所得割)への精算制度の導入	
自動車税	大分県	自動車税の課税台数の定義の見直し	

市町村分

○基準財政需要額に係るもの

費目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	東京都	大都市圏特有の財政需要の反映	※
	横浜市 名古屋市	地方法人税の国税化に伴う交付税算定の変更	※
段階補正	沖縄県	段階補正の見直し(離島等小規模町村の段階補正の復元)	
消防費	北海道二セコ町	観光地等の救急業務需要に係る適切な補正係数の採用	
	宮城県気仙沼市 熊本市	消防団員数に応じた必要経費の算定	
	山形県鶴岡市 山形県酒田市 山形県庄内町	消防費の算定における合併市町の実情を反映した密度補正の見直し	※
	島根県全市町村 島根県	人口密度が低く可住地が分散している団体に対する適正な交付税算定への改正	※
小・中学校費	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	※
その他の教育費	岩手県葛巻町 岩手県	公立保育施設入所人員の算定対象の見直し	※
	石川県金沢市	公立大学の整備に係る事業費補正の創設	
	滋賀県	図書館に要する経費の加算	
生活保護費	大阪市	生活保護費(医療扶助)におけるレセプト件数を用いた密度補正への変更	
	大阪市	生活保護費における扶助費の全額導入	※
	大阪市	生活困窮者自立支援法の施行に伴う基準財政需要額への適実算入	※
	大阪市	密度補正における生活保護の級地区分の反映	※
社会福祉費	山形県鶴岡市 山形県酒田市 山形県庄内町 奈良県宇陀市	合併市町の実情を反映した密度補正の見直し	※
	大阪市	児童扶養手当の適切な算入	※
保健衛生費	大阪府豊能町 大阪府能勢町 大阪府千早赤阪村	上水道事業に統合された事業に係る簡易水道事業債の算定方法の見直し	
	島根県	上水道事業に統合された事業に係る簡易水道事業債の算定方法の見直し(建設改良分における給水人口ベースの措置継続、高料金対策分における繰出基準緩和による措置拡大)	
	兵庫県伊丹市	一般行政病院・診療所の建設・改良に係る病院事業債に対する普通交付税措置	
	島根県太田市 香川県高松市	病院事業債に係る普通交付税算入上限の見直し	※
	徳島県徳島市	病院事業会計への一般会計繰出金に対する交付税措置	
高齢者保健福祉費	大阪市	後期高齢者医療給付費負担金の単価差を勘案した密度補正の創設	
清掃費	京都市	密度補正係数における「全国観光入込客統計」の使用	
農業行政費	新潟県南魚沼市	多面的機能支払交付金の地方自治体負担分の算定	

費目	提出団体	内容	処理状況
徴税費	北海道釧路市 大分県宇佐市	密度補正の拡充(段階ごとの職員数の増)	
地域振興費	北海道北斗市 京都府綾部市 大分県玖珠町 大分県九重町 鹿児島県大崎町	密度補正Ⅲにおける外国青年招致人員の対象範囲の見直し	
	兵庫県姫路市	地方中拠点都市制度に係る財政需要の算入	※
	大阪市	基準財政収入額からの事業所税の除外又は事業所税見合いの基準財政需要額の算入方法の明示	
	島根県松江市	「集落支援員」及び「地域おこし協力隊」の普通交付税措置	
	岡山県笠岡市	離島対策に要する経費の反映	※
	愛媛県今治市	属島補正に係る「島しょ人口」の見直し	
地域経済・雇用対策費	北海道 愛知県 高知県	算定方法の継続	※
	奈良県飛鳥村	算定方法の見直し	
地域の元気創造事業費	千葉県旭市 長野県飯田市 兵庫県小野市 大分県中津市 大分県豊後大野市 熊本市	職員数削減率の算定方法の見直し (公営企業職員、消防職員、病院職員等の除外)	
	富山県砺波市	職員数削減率の算定方法の見直し (普通会計部門と公営企業会計部門の区別)	
	神奈川県小田原市	職員数削減率の算定方法の見直し(職員数増加分の適正な反映)	
	鳥取県米子市	職員数削減率の算定方法の見直し(人口当たり職員数を用いた算定)	
	京都府南山市	職員数削減率の算定方法の見直し(削減率の起点の見直し)	
	千葉県流山市	職員数削減率の算定方法の見直し (職員一人当たり人口数や人口増加率等の加味)	
	山口県下松市	ラスパイレス指数を用いた補正等の廃止	
	大阪市	ラスパイレス指数の算定方法の見直し (諸手当などの反映)	
	北九州市	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し (義務的な社会保障関係経費等の除外)	
	石川県小松市	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し (地方税(法人税割)還付金の除外)	
	奈良県奈良市	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し (三セク解散時の保障費用の支出分の除外)	
	長崎県長与町	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し (人口一人当たりの経常的経費削減率の採用)	

費目	提出団体	内容	処理状況
	石川県白山市 石川県宝達志水町 北海道深川市 静岡市 長野県岡谷市 長野県茅野市 長野県富士見町 奈良市	地方債残高削減率の算定方法の見直し (退職手当債、過疎債、合併特例債、第三セクター等改革推進債、行政改革推進債の除外)	
	高知県	適正な算定規模の設定及び地方債残高削減率の算定方法の見直し	※
	北海道積丹町	地域経済活性化における漁業生産額の指標の追加	
	京都府福知山市	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し (一人当たり産出額等の採用)	
	北海道	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し (製造品出荷額の指標における全国平均値の採用)	
	千葉県柏市	地域経済活性化に関する指標における震災特例の新設	
	大阪市	段階補正の見直し	
	北海道深川市 福岡県大牟田市	条件不利地域への対応	
人口減少等特別対策事業費	高知県	条件不利地域への配慮	※
	熊本市	指標の見直し	
	鹿児島県十島村	算定方法の見直し	
公債費	千葉市	市場公募団体における事業費補正及び公債費の補正係数の算定の基礎となる地方債の償還条件の見直し	
	千葉市	臨時財政対策債の元利償還金における交付税算入額と実学償還額の乖離是正	
臨時財政対策債	札幌市 大阪市	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し (個別団体への振替率の全国一律設定)	
	東京都八王子市	国税5税の法定率の引き上げによる交付税総額の確保と臨時財政対策債の振替割合の逡減	
	神奈川県横須賀市	臨時財政対策債の中核市等の振替率の見直し	
	神奈川県平塚市 神奈川県南足柄市	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の改善 (財政力の高い団体への過度な傾斜配分の緩和)	
	兵庫県尼崎市	財源不足額基礎方式における算定方法の見直し	
	広島市	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し (指定都市における配分への配慮)	
合併算定替	富山県南砺市	消防費、その他の教育費の密度補正の見直し	※
	兵庫県	合併市町村特有の行政需要の適切反映	※
	鳥取県鳥取市	合併に伴う行政区域の広域化による実態反映	※
	長崎県	「市町村の姿の変化に対応した交付税算定について」に係る合併団体の実情に応じた交付税算定	※

費目	提出団体	内容	処理状況
	沖縄県	標準団体の面積の拡大の見直しに伴う人口密度が高い地域への適切な算定	※

○基準財政収入額に係るもの

税目	提出団体	内容	処理状況
所得割	札幌市 北海道小樽市 北海道帯広市 北海道登別市 千葉市 神奈川県横須賀市 兵庫県川西市 山口県下松市 福岡県大牟田市	市町村民税(所得割)への精算制度の導入	
	広島県竹原市	市町村民税(所得割)への精算制度の導入及び税源移譲分100%算入の廃止	
	兵庫県尼崎市	市町村民税(所得割)における単位数と実績の乖離の是正	
	島根県内全市町村	市町村民税(所得割)について、都市部と地方部における補正の導入	
軽自動車税	愛知県	「もつばら雪上を走行するもの」等の算定方法の見直し	
事業所税	東京都八王子市	自治省通知に基づく減免額の控除	

地域経済・雇用対策費

(平成24～26年度と同様の指標により算定)

算定経費

海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう措置。

算定額

4,400億円程度 道府県分1,925億円程度
市町村分2,475億円程度

算定方法

《道府県分》

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (0.2A + 0.1B + 0.2C + 0.2D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times (\text{※})$$

(1,530円)

- A : 1人当たり第一次産業産出額 / 全国平均
- B : 1人当たり製造品出荷額 / 全国平均
- C : 全国平均 / 自主財源比率
- D : 1 / 有効求人倍率
- E : 全国平均 / 人口密度
- F : 高齢者人口比率 / 全国平均
- ※ : 算定額を1,925億円程度とするための率

《市町村分》

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (0.2A + 0.1B + 0.2C + 0.2D + 0.2E + 0.1) \times (\text{※})$$

(1,410円)

- A : 1人当たり農業産出額 / 全国平均
- B : 1人当たり製造品出荷額 / 全国平均
- C : 全国平均 / 自主財源比率
- D : 全国平均 / 人口密度
- E : 高齢者人口比率 / 全国平均
- ※ : 算定額を2,475億円程度とするための率

地域の元気創造事業費の算定方法

算式

単位費用 × 測定単位(人口) × 段階補正 × (経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ)
 単位費用…道府県分950円、市町村分:2,530円
 段階補正…地域経済・雇用対策費の段階補正をベースに設定

経常態容補正Ⅰ (行革努力分)

$$\text{経常態容補正Ⅰ} = (0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times \alpha$$

- A: 職員数削減率 / 全国平均削減率
- B: ラスパイレス指数(前年度)による係数(指数に応じて増減)
- C: ラスパイレス指数(直近5か年平均)による係数(指数が100を下回る程度に応じて割増し)
- D: 人件費削減率 / 全国平均削減率
- E: 人件費を除く経常的経費削減率 / 全国平均削減率
- F: 地方債残高削減率 / 全国平均削減率
- α : 算定額を道府県分:750億円程度、市町村分:2,250億円程度とするための率

経常態容補正Ⅱ (地域経済活性化分)

経常態容補正Ⅱ

$$= (0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.05N + 0.05O) \times \beta$$

- G: 第一次産業産出額(道府県分)、農業産出額(市町村分)
- H: 製造品出荷額
- I: 小売業年間商品販売額
- J: 若年者就業率
- K: 女性就業率
- L: 従業者数
- M: 事業所数
- N: 延べ宿泊者数(道府県分)、転入超過率(市町村分)
- O: 一人当たり県民所得(道府県分)、一人当たり地方税収(市町村分)

各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し。

β : 算定額を道府県分:225億円程度、市町村分:675億円程度とするための率

指標の取り方について

- ・経常態容補正Ⅰ(ラスパイレス指数を除く)については、5か年平均の削減率を用いる。
- ・経常態容補正Ⅱについて、毎年度公表される統計を用いる指標は、3か年平均の伸び率を用いる。毎年度公表されない統計を用いる指標は、直近の伸び率を用いる。

	指 標	H27算定における指標の取り方
経常態容補正Ⅰ (行革努力分)	職員数削減率	H5~9→H22~26
	ラスパイレス指数(前年度、直近5か年平均)	
	人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率	H7~11→H21~25
	地方債残高削減率	H12~16→H21~25
経常態容補正Ⅱ (地域経済活性化分)	第一次産業産出額(道府県)、製造品出荷額、一人当たり地方税収(市町村)	H22~24→H23~25
	農業産出額(市町村)・若年者就業率・女性就業率	H17→H22
	小売業年間商品販売額	H19→H24
	従業者数・事業所数	H21→H24
	延べ宿泊者数(道府県)	H23~24→H24~25
	転入超過率(市町村)	H22~24→H24~26
	一人当たり県民所得(道府県)	H20~22→H21~23

人口減少等特別対策事業費

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定に反映させるため、全国かつ客観的な指標で各団体毎のデータが存在するものを幅広く選定

平成27年度算定額

	取組の必要度分	取組の成果分	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ)

道府県： 1,700円
市町村： 3,400円

《取組の必要度分》

$$\text{経常態容補正Ⅰ} = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$$

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注1)
- B : 全国平均 / 転入者人口比率
- C : 転出者人口比率 / 全国平均
- D : 全国平均 / 年少者人口比率
- E : 自然増減率 / 全国平均 (注1)
- F : 全国平均 / 若年者就業率
- G : 全国平均 / 女性就業率
- H : 1 / 有効求人倍率
- I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高 (注2)
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注1) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

(注2) 第一次産業産出額(道府県分)、農業産出額(市町村分)、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

《取組の成果分》

$$\text{経常態容補正Ⅱ} = (0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) \times \beta$$

- J : 人口増減率
 - K : 転入者人口比率
 - L : 転出者人口比率
 - M : 年少者人口比率
 - N : 自然増減率
 - O : 若年者就業率
 - P : 女性就業率
 - β : 算定額を総額に合わせつけるための率
- 各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し (注)

(注) 例えば、人口増減率の伸び率については、H14~16の人口増減率の平均値とH24~26の人口増減率の平均値により算出

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、<u>2号認定子ども以外</u>のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)</p>	<p>教育標準時間 (※)</p>	<p>幼稚園 認定こども園</p>
<p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u>であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>
<p>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u>であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園 小規模保育等</p>

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併後の市町村の財政需要を的確に把握し、平成26年度の普通交付税の算定から、順次、算定に反映。
(各見直し項目は、見直し年度より3年間をかけて段階的に算定に反映)

平成27年度における対応 H27算定額(合併団体(以下同じ)) 合計 2,683億円

<平成27年度の新たな見直し項目>

消防費【H27算定額 299億円(884億円の3分1程度)】

- 標準団体の面積の見直し(160km²→210km²)に伴い、標準団体における出張所数を見直し(2箇所→3箇所)。これに伴う人件費等の増を単位費用に反映
- 旧市町村における常備消防機能(消防署所)の維持に係る経費を反映
 - 旧市町村(人口8,000人規模)における標準的な消防署所の経費を設定(消防吏員の人件費及び消防車・救急車等の物件費を算入)
 - 旧市町村の消防署所に要する経費について下記により算定
次の算式により旧市町村(本庁が所在する旧市町村を除く)ごとに算定
$$\text{標準的な消防署所の経費} \times \text{所管区域人口の多寡による補正} - \alpha$$

※ α :合併団体の一本算定の需要額に算入されている額との調整を行うもの
※旧市町村ごとに算定した需要額を合算し、合併団体の一本算定に加算(合併算定替の需要額には加算しない)
- 消防団に要する経費等について、人口密度に応じた補正を充実(対象団体を200人/km²未満の団体→450人/km²未満の団体に拡充等)

清掃費【H27算定額 59億円(167億円の3分の1程度)】

- 標準団体の面積の見直し(160km²→210km²)に併せて、ごみ収集・運搬に要する経費を見直し、単位費用に反映
- 人口密度が低い団体においては、ごみ収集・運搬に要する経費が増加する実情を踏まえ、人口密度に応じた補正を新設
※一本算定にのみ適用(合併算定替には適用しない。)

離島への対応【H27算定額 7億円(20億円の3分の1程度)】

- 離島であることにより増加する経費のうち、消防費・清掃費に係るものについて、隔遠地補正・属島補正を充実し、離島の団体の需要額を割増し

<平成26年度に着手した見直し項目>

支所に要する経費【H27算定額 2,318億円(3,477億円の3分の2程度)】

【参考】平成28年度以降の見直し項目

下記について、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成28年度以降、順次交付税算定に反映

- 保健衛生費、小中学校費、徴税費等:標準団体の経費を見直し、人口密度による補正を新設・充実(例:検診等に要する経費、給食センター、徴税に要する経費、公民館等)
- 上記以外の費目:標準団体の面積の見直しを踏まえて単位費用を充実等